

# 要 旨

## 1 作成の背景

こどもの健康を考える場合、疾病と同じく、事故による傷害についても考える必要がある。傷害の多くは環境に大きく左右されており、今期の日本学術会議子どもの成育環境分科会では、子どもの傷害予防に関する見解を発出した 2008 年の提言『「事故による子どもの傷害」の予防体制を構築するために』（日本学術会議 臨床医学委員会 出生・発達分科会）や、子どもの成育環境分科会で 2008 年以降、継続して深めてきた『我が国の子どもの成育環境の改善にむけて』の提言等を踏まえ、これまでの提言の波及効果、および、課題を整理し、また、デジタル・トランスフォーメーションや人工知能などの最近の流れを取り込んだ体制づくりに向けた意見（見解）を表出することとした。

## 2 現状及び問題点

これまでの提言以降、消費者庁の設置、傷害情報の収集活動の開始、いくつかの安全基準の作成等がなされるなどの対策が進んできた。しかしながら、事故によるこどもの傷害は多発しており、死亡数は減少傾向にあるものの、重症傷害数に減少傾向はみられない。その原因の一つは、こどもの傷害のすべてに対応する国の担当部署がなく、信頼できるオープンデータに基づいた科学的アプローチや、科学的知見に基づいて強力な司令塔の下で効果的な施策を推進することが困難なためである。特に、死亡に至らないまでの重傷に至った事故の数を把握できる公開データベースは整備されておらず、学術活動を大きく阻害する要因になっており、危機的状況と言える。

一方、交通事故と労働災害は、それぞれ管轄する部署が定められ、傷害情報を収集し、分析を行って対策を考え、目標値を設定し、行った対策の効果を数値で評価している。それらのデータを見ると、毎年、死傷者数は減少しており、対策の効果を確認することができる。こどもの傷害についても、効果のある対策を立てて実施し、それを評価するシステムを構築する必要がある。こども中心の新たな傷害予防システムを、どのように構築したらよいかについての見解をまとめることとした。

## 3 見解等の内容

### (1) こども家庭庁に、こどもの事故のすべてに関与する部署の設置

こども家庭庁安全対策課が、こどもの事故に関することすべてを俯瞰的に見て、各部署に対して調査の指示、要望、勧告などを行う役割を担い、こどもの安全全般に関する監査役のような立場の人を置くべきである。

### (2) 傷害情報を継続的に収集するシステムの構築とオープンデータ化

消防庁の救急搬送時の事故状況データ、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度により収集されたデータ、消費者庁および国民生活センターの医療機関ネットワークの傷害データベースなどをすべて無料で公開し、広く学術活動が行えるようにすべきである。また、検察庁が保有する事故現場の調査データも事件性がないものに関

して、予防に活用可能にすべきである。必要であれば、そのための法整備もしくは閣議決定などで促進すべきである。

### **(3) 傷害データを継続的に分析する部署および研究機関の設置**

いろいろな組織から得られる、こどもの傷害情報を一か所に集め、もしくは、分散データの利活用技術等を利用して分析し、評価する作業をこども家庭庁安全対策課にて継続的に行うべきである。日常生活の疫学データとしては、消防庁の救急搬送データを活用し、学校事故に関しては、日本スポーツ振興センターで収集されている災害共済給付のデータを活用することができる。長期的には、交通事故に対する交通事故総合分析センターと同様な分析・研究機能を担う日常生活事故総合分析センター（仮称）を設置すべきである。日常生活事故総合分析センターでは、研究を進めるとともに、研究者の育成を行い、国際機関である世界保健機関（WHO）などと連携すべきである。

### **(4) こどもの年齢・場所（製品）別の行動データの収集とデータベース化**

事故が発生した製品や環境について、製品や環境の改善策を検討できるように日常行動データベースを整備すべきである。これらのデータ収集も日常生活事故総合分析センターで行うべきである。

### **(5) 地域での傷害予防プロジェクトの推進と、安全な製品や環境の整備**

上記の基礎的な情報を整えつつ、各地域で具体的な傷害予防活動を行うべきである。この場合、個別の傷害をターゲットにし、評価項目とその目標値を決め、評価すべきである。また、これらの傷害予防活動が進むように、地域大学、子どもの事故予防地方議員連盟、NPO 法人などとの連携を促進すべきである。国は、安全な製品や環境の整備を推進し、地域で傷害予防活動を展開しやすいような体制を整備すべきである。

### **(6) 傷害予防に関する情報の、行動化しやすい具体的な伝達方法への改善、また、伝達チャンネルとしてソーシャルメディア等を活用した効果的な方法の採用**

抽象的な表現のガイドライン、指針、通達を改善し、学校現場、一般家庭などで活用しやすいように工夫された伝達を行うべきである。また、伝達されているかどうかを調査し、継続的な改善を行うべきである。伝達チャンネルとして、積極的にソーシャルメディアも活用すべきである。

### **(7) 日常生活事故対策基本法（仮称）の制定**

傷害予防活動を推進するために日常生活事故対策基本法を制定すべきである。その際、交通事故と労働災害を除いたすべての傷害、全年齢を対象とすべきである。